

令和 8 年 5 月 18 日
国土交通省
九州地方整備局

北九州港で九州初の「みなと緑地 PPP」が認定！

～港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）の九州内 1 号案件が認定されました～

九州地方整備局では、港湾緑地等において官民連携により、みなとの賑わい空間を創出するため、港湾環境整備計画制度（通称：みなと緑地 PPP）の活用促進を図っています。

令和 8 年 5 月 8 日、北九州港の港湾管理者である北九州市が響灘南緑地における港湾環境整備計画の認定を行いました。みなと緑地 PPP の活用事例としては、九州で初の認定となります。

今後、響灘南緑地は、認定事業者である株式会社ビートルエンジニアリングによる飲食施設や公衆トイレ、トラックプール（大型車待機・休憩所）の整備により、労働環境改善と魅力向上が期待されます。

《みなと緑地 PPP》

みなと緑地 PPP とは、港湾緑地等において港湾環境整備計画に基づき、カフェ等の収益施設の整備を行うとともに、収益の一部を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付けを可能とする制度であり、令和 4 年 1 2 月の港湾法改正により創設されました。

【添付資料】

別紙 1 北九州港響灘東地区響灘南緑地について

別紙 2 みなと緑地 PPP 制度概要

北九州市の資料は下記からご確認いただけます。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/086_00006.html

みなと緑地 PPP の関連情報は以下のウェブサイトからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部

クルーズ振興・港湾物流企画室 室長 中島 秀樹（なかしま ひでき）

クルーズ振興・港湾物流企画室 課長補佐 増田 光（ますだ ひかる）

TEL：092-418-3340（代表）

TEL：092-418-3379（直通）

- 港湾管理者である北九州市は、株式会社ビートルエンジニアリングより申請のあった北九州港響灘東地区の港湾緑地である響灘南緑地における港湾環境整備計画の認定を行った。
- 認定を受けた株式会社ビートルエンジニアリングは、当該緑地の貸付を受け、収益施設である飲食店を整備するとともに、響灘ビオトープに隣接する立地特性を踏まえ、飲食施設内に環境学習スペースを設け、地元大学と連携し「食と環境」をテーマに情報発信を行う。
- また、収益の一部を還元し、公衆トイレ、トラックプール(大型車待機・休憩所)の整備を行うとともに、除草、剪定、清掃等の緑地の維持管理を実施する。

【事業概要】

- 認定事業者: 株式会社ビートルエンジニアリング
- 貸付期間: 30年間
- 収益施設: 飲食店
- 収益還元: 公衆トイレ・トラックプールの整備、除草・剪定・清掃等の緑地の維持管理

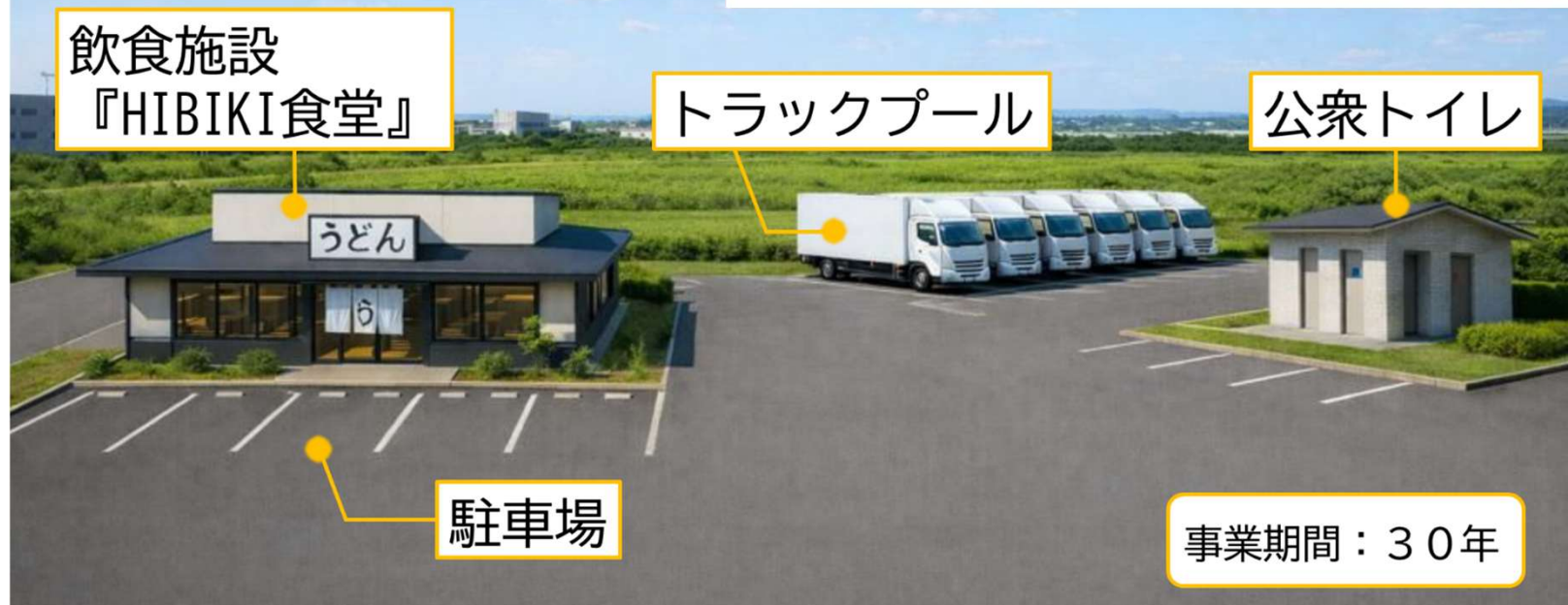


位置図



拡大図

完成イメージ



- 港湾管理者の厳しい財政制約等により、港湾緑地等の十分な維持管理や更新がなされておらず、老朽化・陳腐化が進展。
- 官民連携による賑わい空間を創出するため、港湾における緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益還元として港湾緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度(みなと緑地PPP)を令和4年12月に創設。

■ 制度の概要

制度概要：港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表
港湾緑地等の行政財産の貸付け
事業期間：概ね30年以内
条件：収益の一部を還元
(港湾緑地等のリニューアルや維持管理)

■ 制度活用のメリット

港湾管理者



- ・民間資金を活用することで、緑地等の整備・管理にかかる**財政負担が軽減**される。
- ・民間の創意工夫も取り入れた整備・管理により、**緑地等のサービスレベルが向上**する。

民間事業者



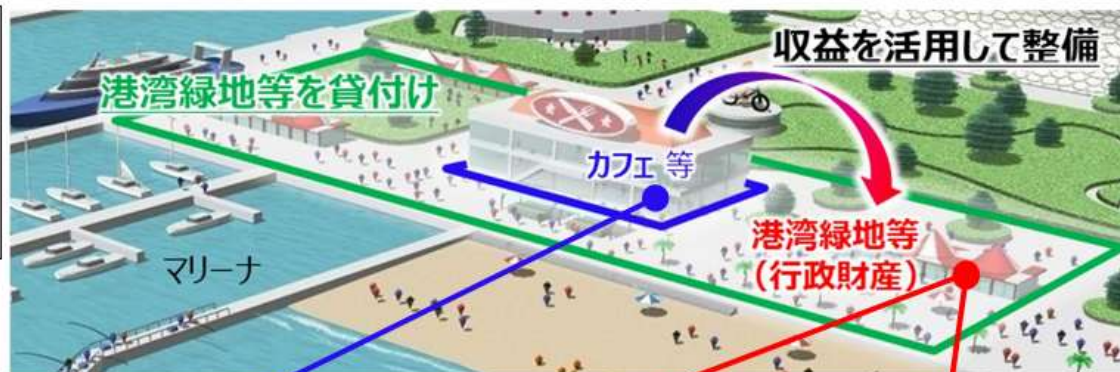
- ・緑地内に飲食店や売店等の**収益施設を長期間安定的に設置**できる。
- ・港湾空間を活用して自らが設置する収益施設と合った**緑地等を一体的に整備**することで、収益の向上にもつながる**質の高い空間を形成**できる。

利用者



- ・飲食施設の充実など**利用者向けサービスが充実**する。
- ・老朽化し、質が低下した施設の更新が進み、**緑地等の利便性、快適性、安全性が高まる**。

■ 制度イメージ



民間事業者が**収益施設と公共部分を一体的に整備・運営**